

電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン 及びその解説の改正案に対する意見

2023年 4月 24日

総務省 総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課 御中

郵便番号 150-0013

住所 東京都渋谷区恵比寿 4-4-5 第 3 伊藤ビル 603

名称 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

常務理事 越智政人

電話番号 03-5449-6409

電子メールアドレス info@mcf.or.jp

この度は、意見を表明する機会をいただき誠にありがとうございます。

MCF では、これまで総務省の「スマートフォンプライバシーイニシアティブ（SPI）」の主旨と取り組みに賛同して「アプリケーション・プライバシーポリシー」のガイドラインを策定するとともに、会員以外の一般にも広く公開することで SPI の普及に寄与し利用者情報の適切な取扱いを促進してきました。また、モバイルコンテンツ分野のプライバシーマーク審査機関として、プライバシーマーク制度における「スマホ等の利用者情報の取扱い」を策定して、個人情報にとどまらず利用者情報の適切な取扱いにも貢献してきております。

今回の取り組みの主旨については賛同するとともに、官民連携に積極的に寄与していきたいと考えるため当団体の意見を真摯にご検討いただきますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

MCF 意見

今回のガイドライン及びその解説の改正案については基本的に賛同する。

一方で、実際に当団体の会員を含めた各企業が、電気通信事業法、各種政令及び電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン及びその解説（以下「本ガイドライン解説」という）に準拠した対応を行うにあたっては、次の点において明確化が必要であると考えるため、当該点の明確化を求める。

- (1) 各企業においては、自社に関する情報や自社が提供する商品又はサービスに関する情報を掲載するウェブサイト（以下「自社サイト」という）を開設していることが多い。

その中には、次の（ア）乃至（エ）に記載のものであることも多く、それぞれかかる自社サイトの提供が、「電気通信事業」に該当することにより改正電気通信

事業法第二十七条の十二第1項に定められる義務（以下「外部送信規律」という）の対象となるか否かを考慮するにあたっては、その自社サイト提供の目的において「自己の情報発信のために運営している場合」と考えられることから、「他人の需要に応ずるために提供」しているものではないものとして、電気通信事業には該当しないとの理解でよい。

- (ア) ウェブサイト閲覧者（以下単に「閲覧者」という）が検索ワードを入力したうえで検索を指示することにより当該検索ワードが含まれるウェブサイト内ページの一覧が表示される、いわゆるウェブサイト内検索機能が含まれる自社サイト
 - (イ) 閲覧者からの質問、意見その他の問い合わせを受け付けるため、入力フォームを設け、閲覧者が送信指示をすることにより、入力内容が自社サイトサーバー等に送信される通信機能を有する自社サイト
 - (ウ) 第三者が提供する動画ストリーミング配信サービスをウェブサイト内に埋め込み、利用者の操作により又は閲覧時に自動的に自社サイト内で動画コンテンツをストリーミング再生する自社サイト
 - (エ) その多くにおいては自社に関する情報又は自社の製品若しくはサービスに関する情報を提供するものの、一部においては関連する情報（業界団体、事業環境にかかる情報や、業務提携先の企業にかかる情報など）もあわせて提供する自社サイト
- (2) 外部送信規律に準拠する方法として、本ガイドライン解説「7-2 通知又は容易に知り得る状態に置く方法」において、「情報送信指令通信を行うウェブページ」又は「即時通知等の画面」から「1 回程度の操作で到達できる遷移先」等の記載があるが、記載すべき「情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる当該利用者に関する情報の内容」その他の情報（以下「記載事項」という）が複雑かつ膨大となる場合もあり、かかる場合においては当該ウェブページ又は画面に一度に表示するより、掲載するウェブページを複数のウェブページに分割・区分・整理したうえで、リンク等を用いて利用者に当該情報を供することが、利用者の容易な理解・把握・確認に資すると考えられる。
- したがって、上記本ガイドライン解説における記載は、あくまで適切な通知又は容易に知り得る状態に置く方法の一例であって、最終的には、個別具体的な態様・実状に鑑み、より利用者の容易な理解・把握・確認に資する場合には、掲載するウェブページを複数のウェブページに分割・区分・整理したうえで、リンク等を用いて利用者に当該情報を供することも許容されるとの理解でよい。
- (3) 外部送信規律に基づき、「通知又は容易に知り得る状態に置く」べき情報としては、現時点で送信される利用者に関する情報に限定せず、将来的に送信されうる利用者に関する情報についてもあわせて記載することが、利用者の理解・把握・

確認における透明性がより高まると考えられるが、かかる対応も許容されると考えてよいか

以上